

# 仕 様 書

## 1. 件名

幸田町立小中学校使用済 GIGA スクール端末等処分売払い（単価契約）

## 2. 目的

本町（以下、「甲」という。）が GIGA スクール構想の下で整備したタブレット端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、GIGA スクール端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、この方針に沿って適切に処分、売払いを行う。

## 3. 委託内容

(1) 買受人（以下、「乙」という。）は、甲の教育現場で使用していた GIGA スクール端末を回収し、次のいずれかの方法により再使用・再資源化すること。

- ①使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定を受けた事業者の再資源化事業計画に基づく方法
- ②資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）第 9 条の 9（広域認定制度）において認定を受けた方法

(2) GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、[9. 処分方法]で定める方法で確実に実行し、データ消去完了証明書を発行すること。

## 4. 受注条件

次のいずれの条件も満たしていること。なお、入札時には条件を満たしていることを証明する書類等を提出すること。

- (1) 乙は、小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源有効利用促進法に基づく製造事業者であること。

(2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が[3. 委託内容]で定める小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づく処分実績を十分に有していること。(原則、各法令に基づき提出されている最新年度の報告書記載の処分実績が、本件処分台数を上回っていること。)

#### 5. 履行期間

契約の日の翌日から令和9年2月28日まで

(引渡し予定時期：令和8年8月1日から9月30日まで)

#### 6. 対象物品

(1) GIGA スクール端末 (iPad 第8世代 Wi-Fi モデル 32GB)

※総台数の5%以内の故障、破損品を含む

(2) 付属品 (ACアダプタ・ケーブル、キーボード一体型ケース等)

※欠品等により端末台数とは異なる場合がある

#### 7. 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

#### 8. 引渡しの方法

甲は引渡しに先立ってGIGAスクール端末を箱詰めし、各引渡し場所にて保管する。

甲乙は、対象物品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

#### 9. 処分方法

乙は、次の条件を満たす方法により処分を実施すること。

(1) 小型家電リサイクル法を遵守し、乙が関係省庁に提出した再資源化事業計画等に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施すること。または、資源有効利用促進法に基づく製造事業者等として、廃棄物処理法の広域認定制度に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施すること。

(2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策(記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等)の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

(3) 処分(再使用・再資源化)に先立ち、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等

で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mm を目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。

(4) データ消去完了後は、GIGA スクール端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲がデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

(5) GIGA スクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除し、削除前後の状態が確認できる写真データ（1台分）を提出すること。

## 10. 完了確認

乙がデータ消去完了証明書を提出し、甲においてデータ消去作業が完了した事を確認した後、引渡し品が再資源化された報告をもって履行完了したものとみなす。

## 11. 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

## 12. 留意事項

### (1) 損害賠償

売払の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

### (2) その他

- ・ 乙は、入札前に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙1) 予定数量・引渡し場所

No.	名称	住所	予定数量
			iOS (iPad)
1	坂崎小学校	幸田町大字坂崎字揚り山31番地	200
2	幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石18番地	889
3	中央小学校	幸田町大字横落字北門1番地	628
4	荻谷小学校	幸田町大字芦谷字東山1番地	271
5	深溝小学校	幸田町大字深溝字南道祖神11番地	456
6	豊坂小学校	幸田町大字野場字鶏島55番地	522
7	幸田中学校	幸田町大字菱池字黒方19番地	550
8	南部中学校	幸田町大字深溝字舟山5番地5	338
9	北部中学校	幸田町大字相見字越丸36番地	692
10	学校教育課	幸田町大字菱池字元林1番地1	55
<b>【売払い総台数】</b>			<b>4601</b>

- ・予定数量と回収後の数量が異なる場合は、乙の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。